

京都市道路附属物自動車駐車場の駐車料金に関する条例の一部を改正する
条例（平成22年10月12日京都市条例第26号）（建設局土木管理部
自転車政策課）

本市が道路法第2条第2項に規定する道路の附属物として設置する自
動車の駐車のために供する駐車場について、地方自治法第244条の2第
3項に規定する指定管理者に管理を行わせることとするとともに、当該
駐車場の供用に関し必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市道路附属物自動車駐車場の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年10月12日

京都市長 門川大作

京都市条例第26号

京都市道路附属物自動車駐車場の駐車料金に関する条例の一部
を改正する条例

京都市道路附属物自動車駐車場の駐車料金に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市道路附属物自動車駐車場条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が道路法第2条第2項に規定する道路の附属物として設置する駐車場で自動車の駐車のために供するもの（以下「駐車場」という。）の供用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中「前条に規定する自動車駐車場で料金を徴収するもの（以下「駐車場」という。）」を「駐車場」に改める。

第7条を第17条とする。

第6条の見出し及び同条本文中「料金」を「駐車料金」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の7条を加える。

(駐車料金の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

(無料開放)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、一定の期間を限り、駐車場を無料で開放することができる。

2 前項の期間は、市長が告示する。

(禁止行為)

第12条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第6号及び第7号に規定する行為で、市長が特にやむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 施設その他の工作物及び駐車中の自動車を汚染し、又は破損するおそれのある行為をすること。
- (3) みだりに火気を使用すること。
- (4) みだりに騒音を発すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) 飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (7) 広告類を掲示し、又は配布すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(駐車の拒否)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品を積載しているとき。
- (2) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (3) 他の自動車の駐車を妨げる物品を積載しているとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があるとき。

(駐車場内における損害の責任)

第14条 駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷については、本市は、賠償の責を負わない。ただし、その自動車の保管に関し本市が善良なる管理者の注意を怠った場合は、この限りでない。

(立入禁止)

第15条 駐車場に駐車する自動車の運転者、同乗者、乗客その他用務のある者以外の者は、駐車場へ立ち入ることができない。

(休止)

第16条 市長は、駐車場の整備工事その他の理由により、必要があると認めるときは、駐車場の供用を休止することができる。

2 市長は、前項の規定により駐車場の供用を休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を告示するものとする。

第5条第1項中「ときは、」の右に「自動車運送事業の用に供する自動車以外の自動車に係る」を加え、同条第3項及び第4項中「料金」を「駐車料金」に改め、同条を第8条とする。

第4条第2項中「料金」を「駐車料金」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(前払式駐車券)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、前払式駐車券を発行することができる。

2 前払式駐車券の交付を受けようとする者は、その券面額からその2割に相当する額の範囲内の額を割り引いて別に定める駐車料金を納入しなければならない。

第3条の見出し中「料金」を「駐車料金」に改め、同条中「自動車」の右に「(京都市出町駐車場にあつては、自転車等を含む。別表第2及び別表第3を除き、以下同じ。)」を加え、「又は第5条第1項」を「、第7条第1項に規定する前払式駐車券又は第8条第1項」に、「料金」を「駐車料金」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 駐車場の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場の供用に係る業務
- (2) 駐車場の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(供用時間等)

第4条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 次に掲げる自動車は、駐車場に駐車させることができない。

- (1) 長さが5.5メートルを超えるもの
- (2) 幅が2メートルを超えるもの
- (3) 自動二輪車(京都市御池駐車場に限る。)

3 自転車及び原動機付自転車(以下「自転車等」という。)は、京都市出町駐車場に駐車させることができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

区	分	単位	駐 車 料 金	
京都市出 町駐 車 場	昼 間	自動二輪車及 び原動機付自 転車	30分までごとに70円。た だし、30分までごとに70 円を加えた額が560円を超 えるときは、560円	
		自動二輪車以 外の自動車	30分までごとに200円。 ただし、30分までごとに2 00円を加えた額が1,60 0円を超えるときは、1,6 00円	
	夜 間	自動二輪車及 び原動機付自 転車	円 700	
		自動二輪車以 外の自動車	2,000	
	自 転 車		1 日 1 回	150
	京都市御 池駐 車 場	昼 間	1 回	30分までごとに250円。 ただし、平日にあつては、3 0分までごとに250円を加 えた額が1,500円を超え るときは、1,500円
夜 間			1,500	

備考1 「昼間」とは、別に定める入退場時間（自動車及び自転車等を駐

車場に入場させ、又は駐車場から退場させることができる時間をいう。以下同じ。)の開始時刻(前日から引き続いて駐車する場合にあっては、午前9時。以下「入場開始時刻」という。)から午後9時(午後9時から別に定める入退場時間の終了時刻までの間に退場させる場合にあっては、当該終了時刻。以下同じ。)までをいい、「夜間」とは、午後9時から翌日の入場開始時刻までをいう。

- 2 「1日」とは、別に定める入退場時間をいう。
- 3 「平日」とは、日曜日以外の日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)をいう。
- 4 昼間及び夜間の区分を超えて駐車場に自動車を駐車させる場合の駐車料金の上限額は、それぞれの区分の時間帯における駐車についてこの表の規定により計算した額の合計額とする。

別表第3中「第5条関係」を「第8条関係」に改め、同表備考以外の部分中「自動車を」を「自動車又は自転車等を」に、「料金」を「駐車料金」に改め、同表京都市出町駐車場の項中

「

自動二輪車以外の自動車を係る夜間定期駐車券	午後5時から翌日の午前10時まで	10,000
-----------------------	------------------	--------

を

」

「

自動二輪車以外の自動車を係る夜間定期駐車券	午後5時から翌日の午前10時まで	10,000
一般用自転車定期駐車券	午前0時から午後12時まで	2,700
学生用自転車定期駐車券		2,700

に

原動機付自転車定期駐車券	5,500
--------------	-------

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 京都市駐車場基金条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを次のように改める。

ア 京都市道路附属物自動車駐車場条例

(建設局土木管理部自転車政策課)